

令和3年度 青少年愛護審議会（全体会）次第

日時：令和4年1月25日（火）14:00～16:00

場所：3号館7階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 会長の選出及び会長代理の指名

(2) 令和3年度の青少年主要施策について 資料1

(3) 青少年のインターネット利用に関するルールづくりのポイント
について（報告） 資料2

(4) 有害興行の指定について（報告） 資料3

(5) 有害図書類の現状について（報告） 資料4

5 意見交換

6 閉 会

令和3年度 兵庫県青少年愛護審議会委員名簿

○委員（19名）

（50音順、敬称略）

	氏名	役職名	備考
1	浅野 香	生活衛生同業組合 兵庫県興行協会事務局長	
2	新井 肇	関西外国語大学外国語学部教授	
3	江口 研一	一般社団法人 電気通信事業者協会業務部長	
4	大谷 かんすけ	兵庫県議会議員	
5	小川 瑞枝	兵庫県青少年補導委員連合会会長	
6	梶木 典子	神戸女子大学家政学部教授	
7	坂本 津留代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長	
8	佐々木 伸	兵庫県弁護士会	
9	佐々木 祐二	兵庫県中学校長会	
10	柴田 大造	神戸新聞社編集局次長	
11	竹内 有希	兵庫県PTA協議会理事	
12	友藤 富士子	兵庫県連合婦人会会長	
13	西本 玲子	神戸YWCA総幹事	
14	野々山 久也	甲南大学名誉教授	
15	速水 順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会顧問	
16	前川 裕司	NPO法人「コムサロン21」理事長	
17	前田 忠弘	甲南大学法学部教授	
18	森 忠延	兵庫県書店商業組合代表理事	
19	森 正枝	子どもの遊び場を考える会 赤とんぼ顧問	

任期：令和2年12月21日～令和4年12月20日

兵庫県青少年愛護審議会幹事名簿

○幹事（36名）

（順不同・敬略称・令和3年12月現在）

氏名	役職名	備考
小倉 陽子	企画県民部管理局教育課長	(代理)山本 茂之 [企画専門員]
福山 雅章	企画県民部広報戦略課長	
赤松 和則	企画県民部女性青少年局男女家庭課長	
吉村 興二	企画県民部女性青少年局青少年課長	
岩原 直子	企画県民部県民生活局県民生活課長	
立石 裕一	企画県民部県民生活局消費生活課長	
白井 重孝	企画県民部県民生活局地域安全課長	
喜多 和美	企画県民部芸術文化課長	
安井 洋一	健康福祉部社会福祉局人権推進課長	
鯉 淵 薫	健康福祉部障害福祉局障害福祉課長	
藤本 貴義	健康福祉部少子高齢局こども政策課長	
山元 浩司	健康福祉部少子高齢局児童課長	
大岡 徹彦	健康福祉部健康局薬務課長	(代理) 小田 睦子 [薬務対策・捜査班]
源田 健	健康福祉部健康局生活衛生課長	
團野 礼子	産業労働部政策労働局労政福祉課長	
増澤 清嗣	産業労働部政策労働局能力開発課長	
稲葉 久美子	農政環境部農政企画局農業経営課長	
中岸 明彦	農政環境部農林水産局水産課長	
谷口 明	農政環境部環境創造局環境政策課長	
木下 浩昭	中央こども家庭センター所長	
酒井 ルミ	精神保健福祉センター所長	
村田 かおり	県教育委員会事務局義務教育課長	(代理)富永 和典 [高校教育課学校問題支援室長 兼義務教育課副課長]
西田 利也	県教育委員会事務局高校教育課長	
杉谷 康志	県教育委員会事務局社会教育課長	(代理)稲家 福子 [指導主事兼社会教育主事]
北中 睦雄	県教育委員会事務局体育保健課長	
近都 勝豊	県教育委員会事務局人権教育課長	
地道 秀明	県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長	
顕谷 勝由	県警察本部生活安全部少年課長	
小川 元	神戸家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	(代理)入山 真一郎 [主任家庭裁判所調査官]
赤塚 里美	神戸地方検察庁検事（少年係）	
木村 進一	神戸地方法務局人権擁護課長	
泉 佳孝	神戸保護観察所首席保護観察官	
新村 英一	兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課長	
山本 亮子	神戸市こども家庭局こども青少年課青少年育成担当課長	(代理)菅野 優 [育成・地域連携係長]
吉井 良英	神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課長	
戸田 達男	(社福) 兵庫県社会福祉協議会地域福祉部長	

事務局等

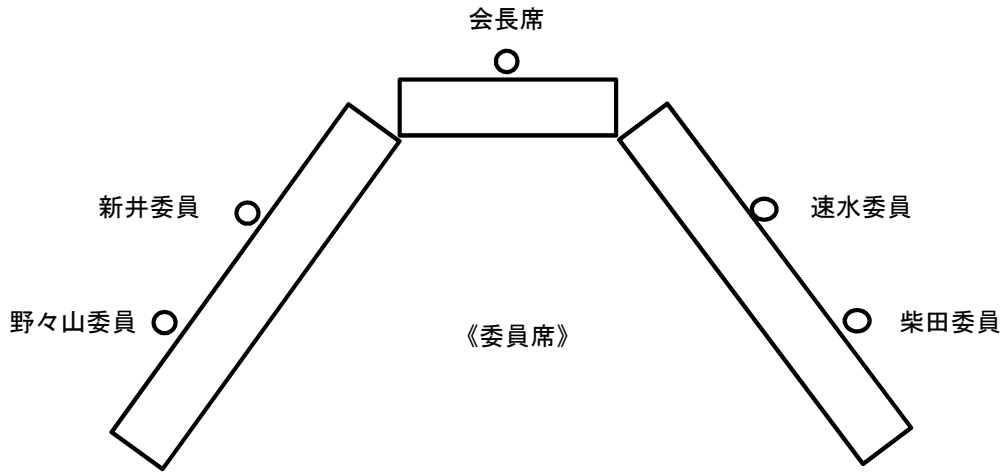
○兵庫県

氏名	役職名	備考
城友美子	県民生活部長	
木村晶子	企画県民部女性青少年局長	
吉村興二	企画県民部女性青少年課長	
大西正子	企画県民部女性青少年副課長	
佐藤ひとみ	企画県民部青少年課青少年育成班長	
谷口知志	企画県民部青少年課青少年指導班長	
原実男	企画県民部青少年課青少年指導調査専門員	

< 配席図 >

出入口

〔 令和3年度 兵庫県青少年愛護審議会（全体会）
 日時：令和4年1月25日（火）14:00～16:00
 場所：兵庫県庁3号館7階 大会議室 〕



指導長	谷口青少年	長	吉村青少年課	県民生活部長	城	木村女性青少年局長	大西青少年課長	育成班長	佐藤青少年
指導班主任	別府青少年	員	原青少年指導専門指	消費生活課		男女家庭課	政	こども	生活衛生課
			水産課			神戸視察所			人権教育課
児童生徒課	神戸市教委			務	神戸局	地方			兵庫労働局
			県警青少年課			県警生活安全企画課			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

出入口

令和3年度の青少年主要施策について

令和4年1月

兵庫県青少年課

令和3年度 青少年施策体系表

青少年育成のための基盤づくり

- ひょうご青少年憲章の普及啓発
- 青少年愛護審議会の運営
- 若人の賞の選奨
- こころ豊かな人づくり500人委員の育成
- ひょうご子ども・若者応援団の推進
- 兵庫・沖縄友愛交流事業の実施

青少年の体験活動の推進

- 子どもの冒険ひろばの推進
- ひょうごっ子・ふるさと塾の実施
- ふるさとづくり青年隊事業の実施
- 県立いえしま自然体験センターの運営
- 県立こどもの館の運営

課題を抱える青少年への支援

- 兵庫ひきこもり相談支援センターの運営
- 県立神出学園及び県立山の学校の運営

青少年を守り育てる活動の推進

- 青少年愛護条例の運用
- 青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開
- J Kビジネス(有害役務営業)対策の推進
- 青少年補導活動の推進
- 青少年のインターネット依存等防止対策の推進

1 青少年育成のための基盤づくり

次代を担う青少年の健全育成を推進するため、公益財団法人兵庫県青少年本部や青少年団体等と連携し、青少年育成のための基盤づくりを図る。

(1) ひょうご青少年憲章の普及啓発

平成12年に県民の青少年育成指針として制定された「ひょうご青少年憲章」について、大会やセミナー等において参加者で唱和するなど、県民への普及啓発を行う。

(2) 青少年愛護審議会の運営（165千円）

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して、必要な重要事項を調査審議するとともに、知事の諮問に応じて有害興行等の指定等に関する事項を調査、審議する審議会(委員19名)を運営する。

<R2実績> 全体会 1回

(3) 若人の賞の選奨（69千円）

青少年の自己啓発と社会参加を促すため、優れた活動を行った青少年を表彰する。

<対象> 青少年団体等で3年以上継続的に活動し、青少年活動の振興、文化の振興、福祉の向上、環境の整備、国際交流活動に特に貢献した青少年



【若人の賞贈呈式】

<受賞人数>

年度	S60～H31	R2	R3
人数	174	5	5

【R2 主な受賞者の活動内容】

- ・ 若手リーダーとして少年の柔道指導に取り組み後進を育成
- ・ インドネシア、ケニアなど海外の小・中学校への出張授業やテレビ電話による交流授業等

(4) こころ豊かな人づくり 500人委員の育成（2,384千円）

青少年育成活動や地域づくり活動に積極的に参画する担い手を育成するため、青少年健全育成について体系的に学ぶ講座や、課題解決に向けた実践的な講座を実施する。

<委員数> 第16期 249人

<実施期間> 令和元年8月～令和4年2月
(3年間)

※コロナ禍により1年間延長

<修了後> 500人委員OB会活動のほか、地域の民生児童委員、青少年補導委員、地域ビジョン委員等として活動



【第16期開講式】

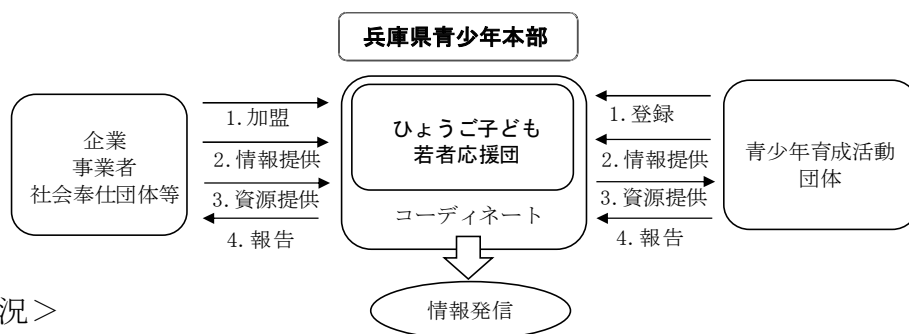
<16期 地域別委員数>

(単位：人)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
48	23	27	34	23	12	37	12	12	21	249

(5) ひょうご子ども・若者応援団の推進

青少年の健全育成に意欲ある企業・団体等と地域の青少年育成活動をつなぐため、①企業・団体等の募集・登録、②提供された資源（物資・人材等）と青少年団体のニーズとのマッチング、③寄付金を原資とした助成事業を実施する。



<実施状況>

	加盟企業等 (累計)	マッチング	一般助成 (上限10万円/団体)	災害復興支援 特別助成 (上限15万円/団体)	次世代育成支援 特別助成 (上限50万円/団体)
R3.12	734社	102件	48件	1件	1件
R2	719社	167件	35件	0件	3件

<R2 マッチング例>

- ・(株)アース製薬⇄井吹台自治体連合会（虫除け製品を提供、夏祭りで使用）
- ・江戸からくり実演⇄宝塚ココロクラブ（イベントに講師を派遣、江戸からくりの実演）

(6) 兵庫・沖縄友愛交流事業の実施（2,511千円）

ア 兵庫・沖縄青年リーダー交流事業の実施

両県の青年が郷土の歴史学習や文化の交流を通じて、郷土の発展に寄与するリーダーを養成する。

<事業内容（第49回）>

	【夏期】(R3.11.5~7)	【冬期】(R4.2.10~13) (予定)
実施場所	沖縄県	兵庫県
対象	県内在住・在勤・在学の18歳~40歳までの青年	
主な行事	島守の塔・のじぎくの塔等の参拝、平和祈念公園等施設見学による平和・自然・文化・歴史学習	県立兎和野高原野外教育センターでの研修、郷土芸能等による交流会、施設見学等
参加者数	兵庫7人、沖縄10人 計17人	兵庫15人、沖縄15人 計30人

※ R2はコロナ禍のため、オンライン交流を実施

夏期…令和2年10月3日(土) 参加者数：11人（兵庫5人、沖縄6人）

冬期…令和3年2月14日(日) 参加者数：17人（兵庫7人、沖縄10人）



【夏期キャンプ（島守の塔）】



【冬期キャンプ（兎和野高原）】



【オンライン交流(夏期)】

イ 兵庫・沖縄フレンドシップ事業の実施

「兵庫・沖縄友愛戦後 70 年記念事業」(H27 実施) を契機として、平成 28 年度から沖縄県の児童生徒が来県して県内児童生徒と交流する。

<実施日程> 令和 4 年 1 月 9 日 (日)

<対 象> 25 人 (兵庫 10 人、沖縄 15 人)

<主な内容>

- ・各県の紹介 (映像及びクイズ)
- ・沖縄太鼓の演奏、歌

※ コロナ禍のため、オンライン交流を実施



【オンライン交流会での記念撮影】

ウ 島田叡生誕 120 年記念事業-兵庫・沖縄友愛 50 周年交流事業の実施

兵庫県出身の元沖縄県知事島田叡氏の功績を次世代に語り継ぐとともに、兵庫・沖縄両県の友愛の絆をさらに深めるため、交流の歩み、両県のつながりをふり返り、命の大切さや平和の尊さを発信していく。

<実施日程> 令和 3 年 12 月 25 日 (土)

<実施場所> 県公館大会議室

<主 催> 兵庫県、(公財) 兵庫県青少年本部

<参 加 者> 約 3 0 0 名

<主な内容>

- ・友愛ステージ (県立兵庫高校吹奏楽部)
- ・記念講演
- ・両県の高校生による兵庫・沖縄友愛提携 50 周年の友愛宣言

2 青少年の体験活動の推進

生きる力を育む体験活動の機会を提供するとともに、青少年のふるさと意識を醸成し、地域で活躍する人材の育成につなげる。

(1) 子どもの冒険ひろばの推進 (27,449 千円)

身近な地域の大人が見守る中、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊ぶことができる「子どもの冒険ひろば」の一層の拡大を図り、経費の一部を助成する。

<対象団体> 青少年団体、NPO、子育て支援グループ等

<助 成 額> 1 団体あたり 50 万円以内

<開設ひろば数> 70箇所（令和3年6月末）

（単位：箇所）

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
12	10	8	9	4	6	6	6	3	6	70

<R2実績> 64箇所



【手作りロープ遊具（丹波）】



【手作り水鉄砲（北播磨）】



【段ボール遊び（西播磨）】

(2) ひょうごっ子・ふるさと塾の実施（6,875千円）

青少年のふるさと意識を醸成するため、“身近な地域での社会体験”や“豊かな自然に触れる多様な体験”を提供する青少年団体に助成する。

<対象団体> 青少年活動を行う団体

<助成額> 1件あたり20万円以内

<助成件数> 36件（令和3年6月末）

<R2実績> 32件



【昔遊び体験（ボーイスカウト実施）】

(3) ふるさとづくり青年隊事業の実施（7,668千円）

地域活動に意欲を示す地域外青年や、地域課題を解決したい地域青年で構成する「ふるさとづくり青年隊」が、地域の活性化や課題解決に向けて取り組む活動を支援し、地域づくりを担う人材を育成する。

<助成額> 1団体あたり45万円以内

<助成期間> 最大2年

<助成件数> 9件（新規6件、継続3件）

<参加者> 90人（令和3年12月末）

<R2実績> 助成件数9件、参加者112人

<R2事業例>

- ・播州いのべ〜団（加西市）

地形や風の吹き方が気球の飛行に適している加西市において、熱気球搭乗体験を実施し、「気球の飛ぶまち」加西市の魅力を発信して知名度UPを図った。

- ・淡河町地域振興推進協議会（神戸市）

農村地域で竹林整備を行うとともに、竹のコップ作り、竹細工遊びなど竹を資源として利活用することを目指すPRイベントに参加した。



【竹のおもちゃ作り】
「淡河町地域振興推進協議会」

(4) 県立いえしま自然体験センターの運営（82,575千円）

瀬戸内の豊かな自然の中で、体験・実践型の多様なプログラムを実施するとともに、子どもリーダー養成講座や指導者養成講座等を開設し、「自然体験活動・海の世界学習の拠点」施設として運営する。

<設置場所> 姫路市家島町西島

<指定管理者> (一社)いえしま自然体験協会

<主な施設> 環境学習センター、海中探検・養殖体験ゾーン、ボランティアリーダー棟、テントサイト、野外炊飯場等



【カヌー体験】

<年間利用者数>

年 度	R1	R2
利用者数	20,566人	10,781人

<主な主催事業>

事業名	実施日	参加対象者	参加者	R2実績
自然と遊ぼう	7/3～4	小学4～6年生	32人	33人
子どもヨット教室	7/25～27	小学4年生～中学生	20人(予定)	夏休短縮により中止
無人島チャレンジ	8/8～13	中学生	30人(予定)	18人
底引き網 漁業体験&魚料理体験	11/13～14	一般・家族	50人(予定)	59人

(5) 県立こどもの館の運営（116,734千円）

遊びや創作活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育て支援機関や団体の活動の全県中核拠点として、多彩な事業を展開する。

<設置場所> 姫路市太市中

<指定管理者> (公財)兵庫県青少年本部

<主な施設> 多目的ホール、実習室、円形劇場、児童図書室、工作館等

<年間利用者数>

年 度	R1	R2
利用者数	236,164人	40,784人

※R2.12～R3.8長寿命化改修のため休館

<主な活動>

○ 多彩な体験活動・交流の展開

こどもフェスティバルの開催（※R3は休館中につき実施せず）、こどもの館劇団養成、高校生ふれあい体験ひろば、ボランティアの育成など

○ 子育て力を高める支援活動の推進

まちの子育てひろば支援事業の推進（小規模保育施設等への派遣を含む）、森の子育てひろば、家族ふれあいキャンプ等の実施、子育て電話相談の実施（R2年度：53件）など

○ 休館に伴う館外での活動の展開等

スタッフが児童館、放課後児童クラブ等で工作、紙芝居等の活動を実施
改修工事終了後は、記念イベントを実施（8月28日）

3 課題を抱える青少年への支援

不登校やひきこもりなどの課題を抱える青少年の社会的自立を支援するため、関係機関等で構成する支援ネットワークや相談支援業務を運営する。

(1) 兵庫ひきこもり相談支援センターの運営 (15,621千円)

ひきこもりの長期化・高齢化が進む中、ひきこもり支援の充実を図るため、青少年を中心とする全年齢を対象として「兵庫ひきこもり相談支援センター」を運営する。

ア 「ひょうごユースケアネット推進会議」の運営

保健、医療、福祉、教育、雇用等に関係する30機関で構成し、社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換や連携による支援を実施する。

イ 電話相談「ほっとらいん相談」

① 開設日時 月・火・水・金・土曜日 (週5日) 10:00~12:00、13:00~16:00

② 連絡先 078-977-7555

③ 相談実績

(単位：件)

年度	件数	相談内訳						相談者内訳	
		ひきこもり	不登校	非行	虐待	いじめ	その他	本人	本人以外
R2	1,089	964	51	8	0	4	62	942 (86.5%)	147 (13.5%)
R1	1,008	811	96	0	0	0	101	708 (70.2%)	300 (29.8%)

ウ 地域ブランチの設置

ひきこもり当事者やその家族の身近な地域での支援を充実させるため、県内5か所に地域ブランチを設置し、個別相談やセミナー等のほか、関係機関に対する研修や情報交換を通じ、地域でのネットワークを構築しながら支援を進めている。

① 支援内容

- 電話相談・来所相談 (電話相談のうち、面接相談が適切なケース)
- 訪問支援 (電話・来所相談のうち、訪問支援が適切なケース)
- 居場所の提供、家族向けセミナー 等

② 支援体制 ひきこもり等の支援を行うNPO団体等へ委託

③ 実施場所 県内5箇所

地域	受託団体	所在地	開設日	連絡先
阪神	(一社)いきがいがし	西宮市	火・水・木	050-3749-1227
播磨	(認特)コムサロン21	姫路市	月~土 (第2・4土曜休)	079-240-6299
但馬	(特非)コトハリ豊岡・いのちのネットワーク	豊岡市	月~金	0796-26-1101
丹波	(特非)結	丹波篠山市	月・水・金	090-1900-6932
淡路	(認特)ソーシャルデザインセンター淡路	南あわじ市	月・水・金	0799-42-0399

④ 相談実績

(単位：件)

年度	電話相談	来所相談	訪問相談	計	相談者内訳	
					本人	本人以外
R2	1,552	2,337	251	4,140	3,186 (77.0%)	954 (23.0%)
R1	1,634	1,608	158	3,400	2,482 (73.0%)	918 (27.0%)

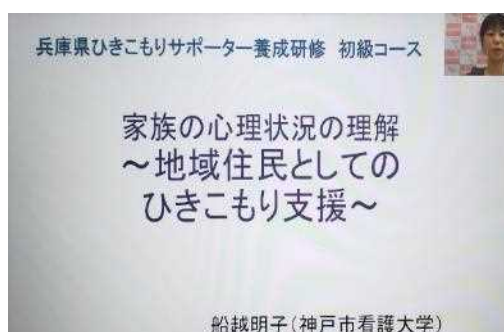
エ ひきこもりサポーターの育成

ひきこもりの課題を抱える青少年等を支援する「ひきこもりサポーター」育成研修を実施し、地域における支援人材を育成する。

① ひきこもりサポーター育成研修 ※R2は初級コースをオンラインで実施

研修区分	対象者	研修内容	参加人数	実施時期
初級コース	ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある方	ひきこもりに関する基礎知識等	61人 (R2 80人参加)	9/10
中級コース	初級コース修了者	ひきこもり支援の内容・方法等	48人 (R2 34人参加)	10/15, 28

※中級(2日)を修了した48人がサポーター登録(登録者累計154名)(H30～)



【ひきこもりについての講義】
(初級コース・オンライン)



【地域ブランチからの説明】
(中級コース)

② ひきこもりサポーターフォローアップ研修

登録したひきこもりサポーターを対象に、当事者や家族と関わる上での課題や対応策、傾聴方法、関係づくり等、ひきこもり支援の実践に向けたフォローアップ研修を各地域ブランチで実施し、サポーターの地域での活用を図りながら、支援が地域に浸透する体制づくりを推進する。

<実施状況> 県内5ヶ所の地域ブランチごとに実施(年1回)

<活用状況> ・ひきこもり者や家族が集まる居場所等での話し相手
・ひきこもりに関する研修会等関連行事の手伝い 等

オ 地域におけるひきこもり支援の強化

ひきこもり当事者や家族にとって身近な地域でのひきこもり支援を強化するため、地域ブランチに市町支援員を配置し、市町と協働したひきこもり支援を通じて、地域ブランチが持つひきこもり支援のノウハウや情報を提供することで市町における対応力の向上を図る。

<市町と協働して行う支援>

- ひきこもり専門相談の実施
- ひきこもり者や家族を対象とする居場所等の開設
- ひきこもり支援に関する関係機関の連携

(2) 県立神出学園及び県立山の学校の運営（132,142千円）

不登校や高校中退などで自分の進路を見つけるのが困難な青少年の社会的自立を支援するため、寮での共同生活のもと、農作業体験やものづくり体験等、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを企画・実施する。

＜神出学園・山の学校の概要＞（令和3年12月1日現在）

	神出学園	山の学校
設 立	平成6年10月	平成5年1月
指定管理	H18.4.1～（(公財)兵庫県青少年本部）	H26.4.1～（(公財)兵庫県青少年本部）
設置場所	神戸市西区神出町小束野	宍粟市山崎町五十波
入学時期	4月及び5月～10月までの随時	4月及び5月～10月までの随時
在籍/定員	47人/80人	6人/20人
対 象	県内に在住する義務教育を修了した23歳未満の男女	県内に在住する義務教育を修了した21歳未満の男子
内 容	○農作業体験や動物とのふれあい ○心理カウンセラーによる個別対応 ○学習指導を通じた進路選択支援	○林業体験等を通じた人づくり ○野外活動等による仲間づくり ○職場体験等を通じた進路選択支援
修業年限	原則2年以内（全寮制）	原則1年間（全寮制）
学 外 者 向 け 事 業 (R3実績)	○「1日交流体験プログラム」 〔15～概ね40歳までの男女〕 (参加者：84人)	○「チャレンジ体験」 〔15～25歳程度の男女〕 (参加者：7人)
進 路	○修了者総数745人 就 学 538人 (72.2%) 就 職 78人 (10.5%) その他 129人 (17.3%)	○修了者総数359人 就 学 124人 (34.6%) 就 職 199人 (55.4%) その他 36人 (10.0%)



【乗馬レッスン】
(神出学園)



【チェーンソー実技】
(山の学校)

4 青少年を守り育てる活動の推進

地域、学校、事業者、保護者等が一体となって、青少年を守り育てる活動を展開するとともに、青少年愛護条例のもと、青少年のインターネット利用対策、児童ポルノ自画撮り被害の防止及びJ Kビジネス（有害役務営業）対策を推進する。

(1) 青少年愛護条例の運用（26,757千円）

青少年愛護活動推進員による立入調査や業者指導など、青少年愛護条例の適正な運用を通じ、青少年の健全育成を図る。

ア 青少年愛護条例の概要

- ① 有害興行・有害図書類の指定と青少年の観覧、青少年への販売の禁止等
- ② 有害玩具類等の指定と青少年への販売・貸付の禁止
- ③ 青少年に対するみだらな性行為等の禁止
- ④ 青少年に危険ドラッグ等の使用を勧誘する行為等の禁止
- ⑤ 青少年の携帯電話の原則フィルタリング利用等、インターネット上の有害情報からの青少年の保護
- ⑥ 青少年に対する児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止
- ⑦ 青少年を有害役務営業の接客業務に従事させることの禁止等

イ 青少年愛護活動推進員の設置

- <設置数> 青少年課2名、県民局・県民センター各1名（12名）
- <業務内容> 条例の周知徹底と立入調査及び業者指導の実施
青少年を取り巻く有害環境実態調査の実施

(2) 青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開（689千円）

「青少年育成スクラム会議」等を通じて、学校、地域、事業者、行政が連携して、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進する。

ア 青少年育成スクラム会議の開催

兵庫県青少年を守る店連絡協議会をはじめ事業者、青少年育成団体等52団体の参画のもと、青少年健全育成の課題・方策、非行・被害防止等について協議を行う。

- <全県会議> 令和3年7月1日
- <地域会議> 県下10地域 各2回以上
- <R2実績> 35回



【青少年育成全県スクラム会議】

イ 青少年を取り巻く有害環境実態調査の実施

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある営業を対象に全県調査を行い、青少年育成スクラム会議や市町及び学校等に情報提供を行う。

<有害環境実態調査対象店舗数>（毎年12月末時点で把握集計）

	自動販売機	図書販売店	ビデオレンタル店	カード自販機	玩具店	カラオケハウス	有害役務営業	ネットカフェ等	携帯電話事業者	計
R2	0	2,451	94	0	410	151	121	49	568	3,844
R1	0	2,444	103	0	366	164	120	49	566	3,812
増減	0	7	△9	0	44	△13	1	0	2	32

(3) JKビジネス（有害役務営業）対策の推進（5,742千円）

女子高校生（JK）などを雇用し、青少年の性犯罪被害の温床となる、いわゆる「JKビジネス」への対策として、青少年愛護条例にもとづき、継続した立入調査を実施するとともに、事業者に対し条例の周知徹底及び規定遵守の指導等を行う。

＜R3実績＞ 有害役務営業に該当する恐れのある店舗：92店舗
うち、有害役務営業に該当する店舗：14店舗

(4) 青少年補導活動の推進（821千円）

有害環境から青少年を保護し、青少年の非行を防止するため、市町が行う青少年補導活動に対し連携支援を行う。

ア 市町が行う青少年補導活動体制

① 青少年補導センター（29センター）

青少年の健全育成を目的として、各市町が設置する機関で、地域における少年補導活動の拠点として活動する。

＜活動内容＞

- ・ 青少年や保護者が抱える、いじめ・不登校・非行等の悩みに対する相談活動
- ・ 非行や不良行為を行っている者に対する街頭補導活動と見守り
- ・ 青少年を取り巻く有害な環境の浄化活動 等

② 青少年補導委員

令和3年度 青少年補導委員数 3,476人 (単位：人)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	淡路	計
163	729	558	450	566	416	397	99	98	3,476

＜活動内容＞

市町長等が委嘱した民間有志のボランティアで、青少年補導センター単位の街頭補導活動を行うとともに、青少年を取り巻く有害な環境の浄化活動を実施する。

イ 市町の青少年補導活動体制に対する県が行う支援

○ 青少年補導センター研修会の開催（年1回）

各センターの所長を対象に、青少年の非行防止についての研修会を開催する。

○ 青少年補導センター連絡会議の開催（年1回）

各センターの職員を対象に、青少年を取り巻く有害環境や少年非行の状況、各市町の青少年非行防止対策について情報や意見の交換を行う連絡会議を開催する。

○ 補導委員研修会の開催

補導活動を推進するため、補導委員等を対象とした地区別の研修会を開催する。

(5) 青少年のインターネット依存等防止対策の推進 (4,768千円)

関係機関の連携により、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりへの支援や、青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用を推進する。ネット依存の防止や有害情報対策等を図り、良好な環境づくりを推進する。

ア 青少年の安全安心なインターネット利用の推進

青少年が主体的にインターネット利用の対策等について考える取組を支援するため、市町立学校等による、ルールづくりに関するワークショップの開催を補助するとともに、家庭でのルールづくりに向けた啓発資料を作成・周知する。

○ ワークショップの実施補助

<補助上限額> 実施校数に応じて1市町あたり100千円

<補助率> 1/2

○ 啓発資料を作成し、ホームページに掲載するとともに、チラシの配布により周知

<配布対象> 県内小学生、各市町教育委員会等

<部数> 300,000部

イ 携帯電話事業者への対策

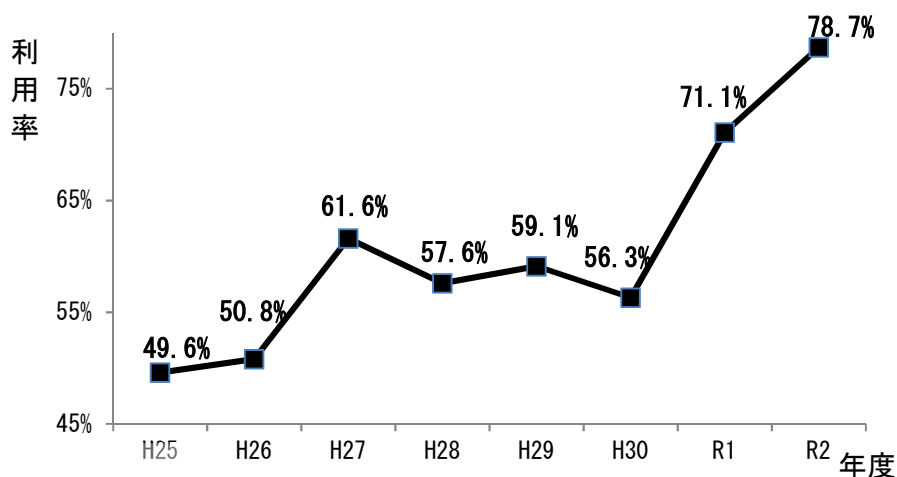
携帯電話契約時におけるフィルタリングに関する説明など、事業者としての義務の履行の徹底や、インターネットの健全利用に向けた自主的な取り組みの促進に向け、青少年のインターネット利用対策戦略会議を開催する。

<出席者> インターネット関連事業者（携帯電話事業者）、警察、教委等

<日程> 令和3年9月15日（水）

<内容> 令和2年度のフィルタリング利用率調査結果報告
携帯電話事業者の取組みについての意見交換 等

【兵庫県内の18歳未満の者が使用する携帯電話契約時のフィルタリング利用率】



【調査方法】 県下全携帯電話販売店を対象に、調査期間（1週間）内の青少年の新規・機種変更契約時のフィルタリング契約率を調査（有効回答460/529店舗）

ウ 「青少年のネットトラブル防止大作戦」の展開

関係機関が連携・協働して、青少年等による主体的なインターネットの利用に関するルールづくりへの支援等を推進する。

① 推進会議の設置・運営

青少年の適切なインターネット利用に係る取組内容を検討する推進会議を設置

<座 長> 兵庫県立大学環境人間学部 竹内和雄准教授

<構 成 員> 警察、教育委員会、PTA協議会、青少年団体、マスコミ等

<開催回数> 年3回

② 各種啓発活動及び全県大会の実施

○ 県下10地域での啓発キャンペーン

インターネット依存の実態や危険性、ルールづくりの必要性についてのキャンペーンを各地方青少年本部で実施する。

○ 全県ワークショップ

子どもたち自身が対応策を考え、発表し合う「ひょうごネットトラブル防止ワークショップ」を開催する。

<開催日>令和3年10月17日(日)、12月19日(日)

○ スマホサミット in ひょうご 2021

家庭・学校・地域の関係者がスマホやインターネットとの上手な付き合い方について青少年とともに考え、学び、取り組みの輪を広げる機会として開催し、各参加校での取組の発表や、青少年が安全・安心にインターネットを利用するための、大人や青少年自身への「提言」をテーマにしたパネルディスカッションなどを実施。

<開催日> 令和3年12月19日(日)



【スマホサミット in ひょうご 2021】

③ インターネット親子学習会の支援

インターネット問題に関する県民理解の裾野を広げるため、保護者や地域団体による学習会の開催を支援する。

<助成対象> 小・中・高等学校PTA、青少年団体、自治会 等

<助成額> 30千円/件を限度

<助成件数> 年間20件程度を予定

<R3実績> 17件(令和3年11月末現在)

④ 「人とつながるオフラインキャンプ2021」の実施

インターネットから離れて自然とふれあい、日常生活を見直すきっかけとするキャンプを実施するとともに、インターネット依存の実態や回避方策等を調査・研究し、県民への普及・啓発を行う。

<参加対象> 日常生活でのインターネット利用を見直したい、原則として県内在住の青少年(小学5年～18歳以下)20名程度

<実施場所> 県立いえしま自然体験センター他

<日 程> オリエンテーション(7月11日)

オフラインキャンプ(8月17日～21日 4泊5日)

フォローアップキャンプ(11月14日)

<指導協力> 兵庫県立大学環境人間学部 竹内和雄准教授がコーディネーターとなり、(一社)ソーシャルメディア研究会の学生がメンターとして活動をサポート



【オフラインキャンプ2021】

青少年のインターネット利用に関する
ルールづくりのポイントについて

令和4年1月

兵庫県青少年課



子どもが安全にインターネットを使うために

話し合ってみよう！ # ネットとゲームのルールづくり

トラブルの
具体的な事例

安全・安心なルール
づくりのポイント

親子での
ルールづくり



【発行】 兵庫県、兵庫県教育委員会、兵庫県警察、兵庫県青少年本部、 青少年のネットトラブル防止大作戦推進会議

【監修】 竹内 和雄(兵庫県立大学環境人間学部准教授)、菅良 一郎(神戸大学大学院医学研究科教授)
金山 健一(神戸親和女子大学発達教育学部教授)

私たちの生活に定着したインターネット！

子どもたちにとっても、オンラインでのおしゃべりや様々な人との交流など、楽しみが広がります。

しかし、使い方を間違えると、ネット・ゲーム依存になったり、トラブルになったり、時には人を傷つけてしまうこともあります。

このリーフレットは、子どもたちがそのような目に遭わないよう、家族で話し合い、各家庭の実情に応じたルールづくりを進めるために、3つポイントをまとめています。

- ①子どもの意見に耳を傾け、家族で話し合っ**て**ルールを決める
- ②子どもを取り巻く環境の変化に応じて、定期的に見直す
- ③ペアレンタルコントロールを活用する

※ペアレンタルコントロール
子どものパソコンやスマホ、ゲーム機について、親の端末で利用状況が確認できたり、利用制限をする仕組み

このリーフレットが、家庭でのコミュニケーションを深めるきっかけとなり、インターネット社会に生きる子どもたちの健やかな成長につながることを願っています。

子どもと話し合える 関係づくりを

今後、子どもがインターネットに触れる機会は、ますます増えていきます。子どもが、安全に安心してインターネットやゲームを使用するためには、日頃から子どもと何でも話し合える関係を築いておくことが大切です。



子どもと話し合える関係を
築くためのコツは？

一緒にキャンプに行く、釣りをする、美味しい物を食べる、時には一緒にゲームをするなど…
家族で楽しみを共有することが重要です。



目次

■事例をもとに考えてみましょう……………P2

事例1…ゲームに熱中して暴言を…

事例2…SNSの投稿がいじめのきっかけに…

事例3…ゲームをどんどん進めていると…

兵庫県警察 スマホン&モラルンと学ぼう！ ネット利用のルール教室

■専門家に聞いてみましょう……………P3

・ネット・ゲーム障害って？

・依存になりやすいのはインターネット？ゲーム？

・長時間利用してしまわないように気をつけることは？

事例4…友達から仲間はずれにされないために

事例5…ゲームの世界での居心地がよくて

コラム デジタル機器の利用による目への影響

■安全・安心なルールづくりのポイント……………P5

・ポイント1 家族で話し合っ**て**ルールを決めましょう

ルールは“見える化”しておきましょう

守られるルールにするためには…

・ポイント2 ルールは定期的に見直しましょう

・ポイント3 ペアレンタルコントロールを利用しましょう

ペアレンタルコントロールって？

携帯電話事業者等のフィルタリングサービスでできること

携帯電話事業者等のフィルタリングサービス

事業者主なペアレンタルコントロール機能

コラム デジタル機器の利用と睡眠の関係

■実際につくってみましょう……………P9

・その1 インターネットの使い方を家族でチェック

・その2 1日の生活時間を考えてみましょう

・その3 わが家のルール

■ 事例をもとに考えてみましょう

インターネットやゲームは楽しいですが、トラブルも起こっています。子どもがトラブルに遭わないよう、以下の事例を参考に、「何が問題なのか」、「どう対応したらよいか」を子どもと話し合ってみましょう。

事例1 ゲームに熱中して暴言を…

A君は、オンラインゲームで知り合ったB君とボイスチャットで連絡をとりながら、ゲームを楽しんでいます。ゲームに熱中するあまり、B君に「下手くそ！消えろ！」と言ってしまいました。すぐにあやまりましたが、B君から「〇〇まで出てこい。学校も知ってるぞ」と呼び出され、怖くて、どうしたらいいか分かりません。



ポイント

オンラインで離れた相手と話し合いながらゲームができるボイスチャット機能。ゲームに熱中するあまり、トラブルになることもあるようです。つい悪口を言ってしまった場合は、すぐに謝りましょう。それでも、解決しない場合は、親や学校の先生、警察など信頼できる大人に相談しましょう。

事例2 SNSの投稿がいじめのきっかけに…

Cさんは、友達が招待してくれたSNSのグループトークに入りました。そこでは、Dさんの悪口でみんなが盛り上がっています。Cさんは悪口は良くないと思ったけど、書かなかっただけで自分も悪口を書かれるかもしれないと怖くなって、悪口を書いてしまいました。後日、グループトークで書かれていた悪口を見たDさんはショックで学校に来なくなってしまいました。



ポイント

SNSで友達と交流したり、自分の意見を発信したりすることはとても楽しいです。しかし、面と向かって言いにくいこともSNSでは投稿できてしまうことに注意しましょう。軽い気持ちで投稿したつもりでも、投稿された人はどう受けとめるでしょうか。投稿した内容は取り消すことができませんし、誰がいつ何を投稿したかは特定可能です。SNSで投稿する際は、問題のない内容か確認してからにしましょう。

事例3 ゲームをどんどん進めていると…

E君は、自分のスマホで無料ゲームを楽しんでいます。最初は順調に進んでいたゲームも難しくなってきました。同じゲームをしている友だちに負けたくないと思って、親に一度だけという約束でクレジットカードで課金してガチャを引きました。それ以降、なぜかいつでもガチャが引けるようになって、ゲームもどんどん進んで楽しくなっていきます。後日、親のもとに高額の請求書が届いてしまい…



ポイント

一度スマホに登録したクレジットカードの情報は残ってしまい、次からは簡単に課金できてしまいます。子どももクレジットカードの仕組みをよく理解しないまま課金していることが多いです。面倒ですが、使用ごとにカード情報を消す、プリペイドカードしか使えないようにする、フィルタリングをはじめとしたペアレンタルコントロールを利用するなど、簡単に課金できないよう工夫しましょう。また、ネット上でのお金の使い方のルールを決めることも大切です。

このような事例集もあるので参考にしてみましょう



兵庫県警察
スマホン&モラルンと学ぼう！ネット利用のルール教室

〔スマホン〕



〔モラルン〕



■ 専門家に聞いてみましょう

最近よく耳にする「ネット・ゲーム障害」という言葉。いったいどういうものなのか、専門家に聞いてみましょう。



「ネット・ゲーム障害」って？

「ネット・ゲーム障害」とは、ゲーム等のやり過ぎ等によって

- ① ゲーム等の時間や頻度を自分でコントロールできない
- ② 他の関心事や日常生活よりもゲームを優先する
- ③ 職場や学校、家庭での生活に問題が生じてもゲームを続けてしまうことが12ヶ月以上続いている状態を言います。

2019年5月にWHO(世界保健機関)が、「ネット・ゲーム障害」を新たな依存症として認定しました。 ネット・ゲーム障害になると

- ① 生活が乱れ、朝起きられない
- ② 昼夜逆転の生活になる
- ③ 十分な食事をとらない
- ④ 暴力的になる
- ⑤ ゲームで優位に立つために高額課金をしてしまう

など、日常生活に様々な影響が生じます。

専門家からのアドバイス



曾良教授
神戸大学大学院医学研究科
ネット・ゲーム依存専門外来



依存になりやすいのは、インターネット？ゲーム？

依存になりやすいのは、圧倒的に「オンラインゲーム」です。インターネットでも動画の見過ぎで依存になることはありますが少ないです。ニュースや興味のあるサイトを見たりするなど、単にインターネットを長時間利用していることで依存になるというわけではありません。

依存になりやすい「オンラインゲーム」とは

- ① 終わりがない
- ② オンライン上での「協力プレイ」が可能
- ③ 努力に対する報酬(レベルアップなど)がある
- ④ コレクション機能がある

という特徴のあるゲームで、仲間と協力して1位を目指すシューティングゲームやMMORPGなどがあります。

諸外国の調査では、「ネット・ゲーム障害と診断された人を調査すると、1週間で30時間以上ゲームをしていた」という結果も出ています。

<(参考) King J Abnorm Child Psychol 2016 >

専門家からのアドバイス



※MMORPG (Massively Multiplayer Online Role-Playing Game)

「大規模多人数同時参加型オンラインRPG」のこと。ゲーム世界で、アバター(オンライン上の分身)を操作しながら、仲間と交流をしたり、協力して敵を倒したりします。基本は無料ですが、課金して強力なアイテムを手に入れば、有利にゲームを進めることができます。



長時間利用してしまわないように気をつけることは？

専門家からのアドバイス

子どもがインターネットやオンラインゲームを長時間利用しているのは、楽しいからだけではありません。日常生活の不安や心配事から逃れるために、利用していることもあります。普段から子どもと話をし、ちょっとしたことでも相談し合える関係になることが実は一番大切です。



竹内准教授
兵庫県立大学環境人間学部
青少年のネット問題に造詣が深い

事例4 友達から仲間はずれにされないために

F君は前から欲しかったゲームを買ってもらいました。学校の友だちが楽しそうに遊んでいたゲームと一緒にできるようになったけど、うまくできなかったせいで、「Fは下手だから、一緒にしたくない」と仲間はずれにされてしまいました。また友だちと一緒にゲームがしたいF君は学校から帰るとゲームをするようになりました。親から、「ゲームやりすぎ！」と怒られても、やめません。テストの点も下がってきました。とうとうゲームを取り上げられてしまったF君ですが、友だちと仲良くしたいだけなのに、それをわかってくれない親にイライラし始めます。そしてイライラが抑えられなくなって、ついに家の壁に穴を空けてしまいました。



事例5 ゲームの世界での居心地がよくて

G君は、塾に通っていますが、最近成績が落ち、親にとっても怒られました。息抜きで始めたゲームですが、いつの間にか遊ぶ時間が長くなって、ネットで知り合った人たちとチームを作って、レベルの高い大会で勝てるくらいになりました。チームには大人もいて、夜にゲームをすることも多いのですが、自分がいないとチームに迷惑をかけると思い、夜遅くまでゲームをしています。G君は寝不足になって、学校でもぼんやりすることが多くなってきました。勉強についていけなくなったG君は、「プロゲーマーになるから勉強はいらない！」と本気で考えるようになりました。



コラム デジタル機器の利用による目への影響

スマートフォンや携帯ゲーム機を長時間利用すると近視が進行し、子どもの視力が低下しないかと心配になるという声を聞きます。

本を読んだり、文章を書いたりする場合においても、近い距離でモノを見る状態が続くと近視になる確率は高まりますが、特にスマートフォンや携帯ゲーム機のような小さい画面を見る場合は、かなり近い距離で画面を見続けることになりやすいので、目の負担も大きくなると考えられます。

近視の予防には、目の負担をできるだけ少なくすることが大切です。そのためには、適度な明るさの中で、

- ①目とモノとの距離を少なくとも30cm以上離す
- ②適度に休憩を挟み、目を休ませることが重要です。

また、「1日に最低2時間は太陽にあたって活動すること」は、近視の抑制効果があるようです。そのためには、規則正しい生活をし、外で過ごす時間を増やすことを心がけましょう。



【参考資料】
医療法人社団 医新会 眼の病気 近視の進行予防と治療 <https://www.ocular.net/disease/myopia.html>
ママスタセレクト 【眼科医・佐藤美保先生】スマホやタブレットで子どもの目は悪くならない？近視にならない生活習慣とは <https://select.mamastar.jp/394296>

■ 安全・安心なルールづくりのポイント

インターネットやゲームは楽しいので、子どもが自分だけで利用時間を制限することは難しいです。

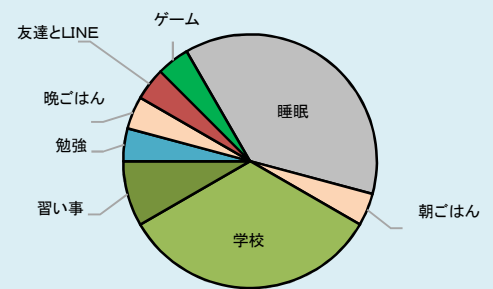
子どもがインターネットやゲームを安全に安心して利用できるようにするためには、家庭でルールを決めたり、フィルタリングをはじめとしたペアレンタルコントロールを積極的に活用するなど、親が責任をもって管理し、家族で取り組むことが重要です。次の3つのポイントを意識しながら、家族全員で話し合ってみましょう。

ポイント1 家族で話し合っ規則を決めましよう

家族で規則を決める時には、「インターネットは夜〇時まで」「ゲームは1日〇時間まで」ということを話し合いがちですが、就寝時間や勉強時間をどうするかなど1日の生活を通して考えてみましょう。

親が決めた規則を一方向的に押しつけると効果はありません。子どもと話し合い、お互いが納得した規則つくることが必要です。子どもは、自分も一緒に考えた規則であれば守ろうという気になります。また、子どもが守る気になる実現可能な規則の方が効果的です。

(例)1日の生活時間



専門家からのアドバイス



竹内准教授
兵庫県立大学環境人間学部

子どもたちからは「親は好きなだけ利用しているのに、自分だけ規則があるのは納得できない」という意見を聞きます。これを機に、子どもの規則だけでなく、家族みんなの規則についても話し合ってみましょう。家族の規則であれば、子どもは「守ろう」という気になります。



- ネットやゲームの時間だけでなく、1日の生活を通して考える
- 必ず子どもと話し合い、お互いに納得した規則に
- 規則は実現可能なものに
- 家族みんなの規則を決めると、より効果的に

規則は“見える化”しておきましょう！

口約束だけでは、規則が少しずつ変化したり、都合のよい解釈になりがちです。規則ができたなら、わかりやすく文章にして、“見える化”しておきましょう。





守られるルールにするためには、どうすればいいの？

①守って当然ではなく、ルールを守れたことをしっかりとほめましょう！

ルールを守れなかった時だけ怒られると、子どももやる気をなくしてしまいます。

ルールを守れた日にはカレンダーにシールを貼ったりすると、視覚的に成果が確認でき、効果的です。

②子どもが興味のあることに親も関心を持ちましょう！

子どもが興味のあるゲームやアプリに親が関心を持つと、子どもとコミュニケーションがとりやすくなります。子どもが困ったときにも親に相談しやすくなるので、定期的に子どもがどのようなゲームやアプリをしているか、何が楽しいのか子どもの話に耳を傾け、親も知っておきましょう。

③ルールの運用は、毅然と行いましょう！

子どもにルールを破っても大丈夫と思われぬよう、ルールの運用は毅然と行いましょう。ただし、ルールそのものが厳しすぎて、うまくいっていない場合は、家族でもう一度話し合い、ルールを見直してみましょう。



ポイント2 ルールは定期的に見直しましょう

環境の変化により、それまでのルールが現状に合わなくなることがあります。ルールは柔軟に変更してもよいので、その時々で、子どもと話し合い、新しいルールへと見直していきましょう。



専門家からのアドバイス

ルールづくりは、親子の意見のすり合わせです。子どもの意見を聞き、親の思いも伝えると、必ず妥協点が見つかります。それをルール化しましょう。また、ルールはつくりっぱなしにせず、定期的に見直すことが必要です。ネットをめぐって対立するのではなく、ネットをきっかけにコミュニケーションをする意識を持つことが大切です。



竹内准教授
兵庫県立大学環境人間学部

ポイント3 ペアレンタルコントロールを活用しましょう

ルールを決めても、子どもが自分の意志で守ることや、親が常に子どもの利用状況を管理することは必ずしも簡単ではありません。そのような時は、事業者が提供するフィルタリングをはじめとしたペアレンタルコントロール機能を利用すると便利です。ペアレンタルコントロールでは子どもの発達段階に応じて、インターネット利用を適切に管理できます。

ペアレンタルコントロールって？

子どものパソコンやスマホ、ゲーム機について、親の端末で利用状況が確認できたり、利用制限をする仕組みのことです。事業者によって異なりますが、利用時間の制限や利用状況の確認ができます。携帯電話事業者等が提供するフィルタリングサービスもペアレンタルコントロールのひとつです。

携帯電話事業者等には、携帯電話契約時に、契約者または使用者が青少年かを確認、フィルタリングの説明、フィルタリングの設定等の義務が法律で定められています。 <青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律>

携帯電話事業者等のフィルタリングサービスでできること

①有害情報や使わせたくないアプリをブロック

- ・子どもにふさわしくないサイトやアプリを制限
- ・wi-fi経由の通信でも有効
- ・複数段階のモードで簡単に制限可能
- ・個別のアプリの制限を解除したり、追加で制限するなど、実情に応じてカスタマイズすることが可能

【制限の強度】 強  弱

小学生 モード	中学生 モード	高校生 モード	高校生プラス モード
------------	------------	------------	---------------

②夜間は使用できないように制限できる

- ・曜日ごとに利用時間帯の設定が可能
- ・制限がかかれば、アプリは利用できなくなります

③子どもの利用状況を確認できる

- ・子どもがスマートフォンで何をしているか確認することができます

④位置情報の確認ができる

- ・子どもの居場所が確認できるので、万が一の時に安心です

※サービスは一例です。
事業者によっては利用できないものもあります。詳しくは携帯電話事業者等へ確認してください。

※警察庁の情報では、SNSに起因した被害児童の約9割がフィルタリングを利用していないことが指摘されています。

携帯電話事業者等のフィルタリングサービス

NTTドコモ、au、Soft Bankは、「あんしんフィルター」という統一名称のサービスを実施しています。



(NTTドコモ)



(au)



(Softbank)

楽天モバイルのように、フィルタリング事業者のサービス(i-フィルター)を活用している事業者もあります。



あんしんコントロール
by i-フィルター



(楽天モバイル)

事業者の主なペアレンタルコントロール機能

OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能

■ Apple (iPhone)



スクリーンタイム
(ios12以上)



■ Google (Android)



ファミリーリンク



■ できること

- ① アプリやウェブの利用状況の確認
- ② アプリの利用可能な時間帯の設定
- ③ アプリの利用制限
- ④ ウェブの閲覧制限 等

※事業者によって、利用可能な機能が異なります。
詳しくは事業者のHP等をご確認ください。

ゲーム会社が提供するペアレンタルコントロール機能

■ できること

- ① プレイ時間の設定
- ② ほかにの人とのコミュニケーションの制限
- ③ 年齢にふさわしくないゲームの起動制限
- ④ オンラインでのゲームソフトなどの購入制限 等

※事業者や機器によって利用可能な機能が異なります。
詳しくは事業者のHP等をご確認ください。



■ 任天堂(株)



NINTENDO
みまもりSWITCH

■ ソニー・インタラクティブ エンタテインメント



PlayStation® Safety
(保護者向け)



フィルタリングをはじめとしたペアレンタルコントロールをうまく活用し、守りやすいルールとなるよう工夫してみる

コラム

デジタル機器の利用と睡眠の関係

文部科学省が「早寝早起き朝ごはん」国民運動を提唱するなど、子どもたちの睡眠の乱れが問題となっています。その要因の一つとして、液晶画面から発せられるブルーライトが体内時計を遅らせたり、睡眠ホルモンの分泌を抑制したりすることが指摘されています。

また、睡眠の乱れによって脳の発達、体の成長、心の発達といった様々な側面に悪影響を及ぼすという調査結果もあります。

スマートフォンや携帯ゲーム機は布団やベッドの中でも使用でき、より一層睡眠の乱れを助長する恐れがあるため、就寝前の使用方法について家庭で話し合ってみてはいかがでしょうか。

就寝の何時間前からデジタル機器の使用を控えることが効果的かについては諸説ありますが、1～2時間前には控えた方が良いという意見が多いため、この時間を基準にすると良いでしょう。



【参考資料】

「早寝早起き朝ごはん」中高生等向け普及啓発資料及び指導者用資料 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1359388.htm
STUDY HACKER こどもまなび☆ラボ「寝るのが遅いと自己肯定感が下がる。デメリットだらけの「子どもの睡眠不足」(2019年4月)
～「寝る子は育つ」「寝ない子は太る」どちらも本当です～駒田陽子 明治薬科大学准教授 <https://kodomomanabi-labo.net/yokokomada-interview-02>

■ 実際につくってみましょう

その1 インターネットの使い方を家族でチェック！

■まずは、インターネットの使い方について、簡単なアンケートをしてみましょう。

あてはまる方に「○」を入れてみましょう。

1	インターネットで夢中になっていると感じていますか？(たとえば、前回にネットでしたことを考えたり、次回ネットをすることを待ち望んでいたり、など)	はい	いいえ
2	満足を与えるために、インターネットを使う時間をだんだん長くしていかなければならないと感じていますか？	はい	いいえ
3	インターネット使用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことがたびたびありましたか？	はい	いいえ
4	インターネットの使用時間を短くしたり、完全にやめようとした時、落ちつかなかったり、不機嫌(ふきげん)や落ち込み、またはイライラなどを感じますか？	はい	いいえ
5	はじめに思っていたよりも、長い時間オンラインの状態で(インターネットにつながって)いますか？	はい	いいえ
6	インターネットのために大切な人間関係、学校のことや、部活のことを台無し(ダメ)にしたり、あやうくするような(きげんな)ことがありましたか？	はい	いいえ
7	インターネットへの熱中のしすぎをかくすために、家族、学校の先生やその他の人たちに、うそをついたことがありますか？	はい	いいえ
8	問題から逃げるために、または絶望(ぜつぼう)的な気持ち(希望が持てない)、罪悪(ざいあく)感(うしろめたい、心苦しい気持ち)、不安、落ち込みなどといった、いやな気持ちから逃げるために、インターネットを使いますか？	はい	いいえ

※アメリカの臨床心理学者であるキンバリー・ヤング博士により開発された診断問診票

【Diagnostic Questionnaire for Internet Addiction(DQ),Young K,1998】

開発者からライセンスを得て久里浜医療センターが翻訳・使用しているものを一部改編して使用

このテストは、簡易的なインターネット依存度判定テスト(DQ)です。
8項目のうち、5項目以上に「はい」があれば、「インターネット依存傾向あり」となります。
このテストにあるように、依存度の判定には「利用時間」ではなく、「いかにインターネットを意識しているか」ということが重要です。

5項目以上「はい」があっても、ただちに「依存」というわけではありませんが、ひとつの目安となります。
親も一緒にやってみて、子どもと考えてみましょう。

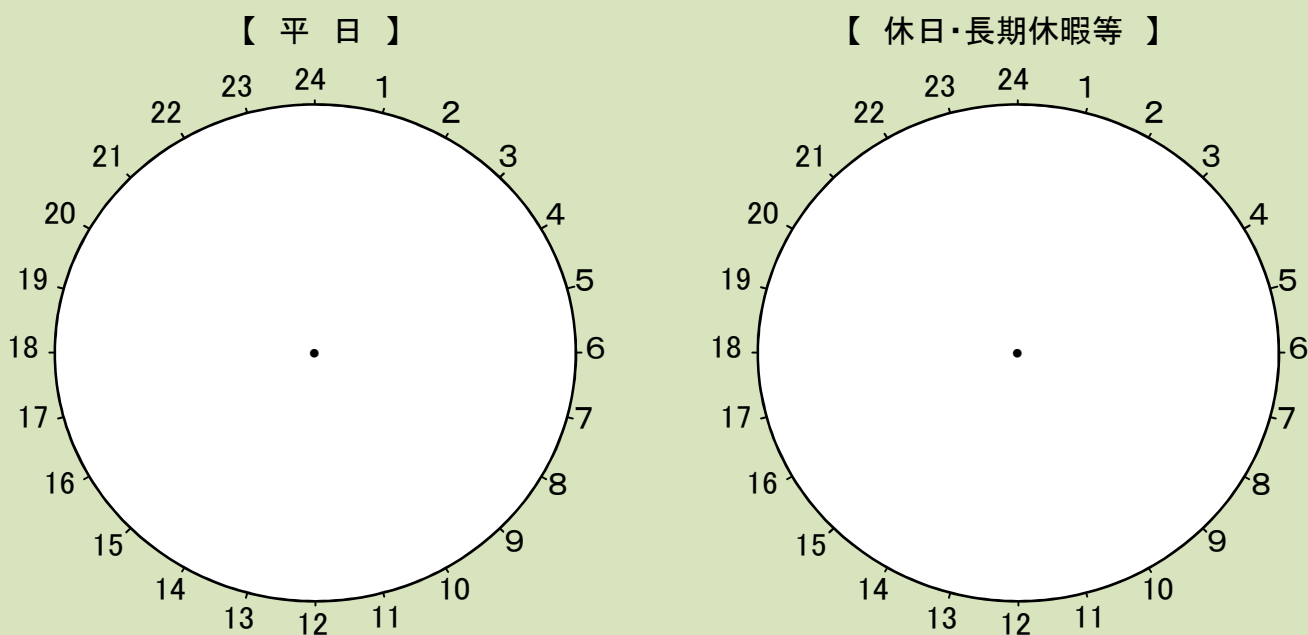
その2 1日の生活時間を考えてみましょう

■ 学校のある日と学校のない日(休日、長期休暇など)によって1日の生活のリズムも変わります。

インターネットやゲームの時間以外にも、睡眠時間や食事、学校、習い事なども含めた1日の生活の中で、

- ①睡眠時間は何時間必要？(何時までに就寝する？)
- ②勉強時間は何時間必要？(ゲームをする前に勉強する？)
- ③インターネットやゲームは何時間まで？(何時までゲームする？)

などについて、家族で話し合みましょう。



その3 わが家のルール

■ 1日の生活リズムができたなら、以下のルール例を参考に、実際のルールをつくってみましょう。

① 時間

- ネット・ゲームの利用は、平日〇時間、休日〇時間まで
- 夜〇時から朝〇時までは使用しない
- 1時間連続で利用したら10分休息する
- 勉強中、食事中、入浴中は利用しない など

③ アプリ

- スマホのゲームは常時2つまで
- アプリを追加する場合は、保護者に内容を説明して承認を得る
- 利用しているアプリを定期的に報告する など

⑤ 課金

- 利用金額はお小遣いの範囲にとどめる
- 課金する場合は、プリペイドカードを利用する
- 保護者と一緒に毎月の通信料金をチェックする など

⑦ その他

- 勉強などすべきことをしてからネット・ゲームをする
- 他人が作成した絵・写真などを勝手にコピーしない
- 迷ったり困った時は、すぐに大人に相談する など

② 場所

- 子ども部屋に持ち込まない
- 必ずリビングで利用する
- 充電はリビングでする
- ゲーム機は外に持ち出さない
- 歩きスマホ、ながらスマホはしない など

④ 危険

- 人の心を傷つける書き込みをしない
- 面と向かって言えないこと(悪口など)は投稿しない
- 自分や友人が特定される写真や個人情報を載せない
- SNSやゲームでDM(ダイレクトメッセージ)は利用しない
- SNSで知り合った人と保護者に知らせず外で会わない など

⑥ 守れなかった場合の対応

- 〇日間家の手伝いをする
- 〇日間スマホを親に預ける
- 制限を解いたもの(利用時間、月々のデータ容量等)を元に戻す
- 3回ルールを守れなかったらスマホを解約する
- 家族会議を開き、新しいルールと一緒に考える など

のルール

1.

2.

3.

4.

5.

6.

■ルールが守れなかったら

令和 年 月 日

家族の名前

いざという時の相談窓口

県警本部少年課 ヤングトーク 0120-786-109 月～金 9:00～17:00 (夜間、土日祝日、年末年始は 留守番電話)	ひょうごっ子 悩み相談センター 0120-0-78310 (24時間)	兵庫県立消費 生活総合センター 078-303-0999 月～金 9:00～16:30 (土日祝日、年末年始を除く)	法務省インターネット 人権相談受付窓口 	違法・有害情報 センター 
-------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

問い合わせ先: 兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL: 078-341-7711(代表)/FAX: 078-362-3957
E-mail: seishonen@pref.hyogo.lg.jp
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/seishonen/index.html>

ネットとゲームのルールを

家族で

つくってみよう!

たとえば
こんなルール



場所

- 子ども部屋に持ち込まない
- 充電はリビングで
- ゲーム機を外に持ち出さない

時間

- ネット・ゲームは一日〇時間まで
- 夜〇時から朝〇時までは使用しない
- 勉強中、食事中、入浴中は使用しない

他にも

- ネット・ゲームはやるべきことをやってから
- 他人が作成した絵や写真を勝手にコピーしない
- 迷ったり困った時はすぐに大人に相談

課金

- 利用金額はお小遣いの範囲
- プリペイドカードを利用する

危険

- 面に向かって言えないことは投稿しない
- 自分や友人が特定される写真や個人情報を載せない
- 保護者に知らせずにSNSで知り合った人と会わない

アプリ

- スマホのゲームは2つまで
- 使っているアプリを報告する

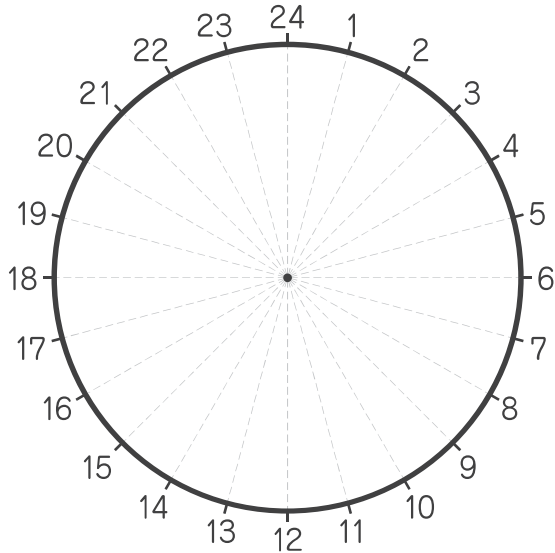
守れなかったら

- 〇日間スマホを親に預ける
- 利用時間や月々のデータ容量を制限
- 3回ルールを守れなかったらスマホを解約
- 家族会議を開いて、新しいルールを考える

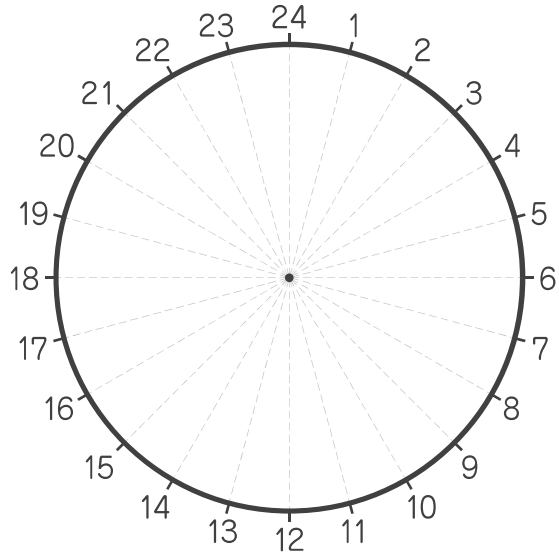
の1日のスケジュール

年 月 日

平日



休日・長期休暇等



のルール

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____
5. _____

守れなかったら

インターネットとの上手なつきあい方を家族で話し合って、 「わが家のルール」をつくりましょう。

こんな
ことが発生
しています



ゲームの時間を自分でコントロールできず、日常生活に影響が出る



ネットでのケンカやいじめ、高額な課金などの「ネットトラブル」に巻き込まれる



ネットとゲームの
つきあい方・ルールづくり

3つのポイント



1 家族で話し合う

必ず子どもと保護者で話し合い、お互いに納得したルールを作りましょう。

2 定期的に見直す

子どもを取り巻く環境の変化に応じて、定期的に見直しましょう。

3 制限できるツールを活用する

危険なサイトやアプリをブロックしたり、ネットの利用時間を制限できる「ペアレンタルコントロール」を上手に活用しましょう。

ルールづくりは、親子の意見のすり合わせです。子どもの意見を聞き、親の思いも伝えると、必ず妥協点が見つかります。それをルール化しましょう。また、ルールはつくりっぱなしにせず、定期的に見直すことが必要です。ネットをめぐる対立するのではなく、ネットをきっかけにコミュニケーションをする意識を持つことが大切です。



竹内 和雄
兵庫県立大学
環境人間学部准教授

詳しくは兵庫県のホームページで

- ▶ 身近に起こるネットトラブル事例
- ▶ ペアレンタルコントロールとは？
- ▶ インターネット依存度テスト
- ▶ ルールの例 など

<https://>

QR

こちらのQRコードからもホームページをご覧ください。

青少年愛護審議会資料

有害興行（映画）の指定

令和4年1月

兵庫県青少年課

青 第 1327 号
令和4年1月25日

兵庫県青少年愛護審議会 会長 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

有害興行の指定について（報告）

青少年愛護条例第25条第1項ただし書の規定に基づき、有害興行を別紙
のとおり指定しましたので、同条例第25条第2項の規定により報告します。

有害興行の指定状況

区 分	指 定 状 況	指 定 数
		令和2年10月7日～令和3年12月10日
第11条(指定)	興 行 (映 画)	32本

有害興行(映画)の指定一覧表
(令和2年10月7日～令和3年12月10日)

通し番号	配給会社	種別	興行の題名	指定年月日
1	オーピー映画	映画	同棲性活 恥部とあなたと・・・	令和2年10月30日
2	オーピー映画	映画	未亡人下宿?その4 今昔タマタマ教え歌	令和2年10月30日
3	新東宝映画	映画	赤い凌辱	令和2年10月30日
4	オーピー映画	映画	性鬼人間第三号 異次元の快楽	令和2年10月30日
5	オーピー映画	映画	銀河の裏筋 性なる侵乳!	令和2年10月30日
6	新東宝映画	映画	セクシーヘルパー 老いらくの欲情	令和2年12月8日
7	ハーク	映画	聖なる犯罪者(原題)CORPUS CHRISTI	令和2年12月8日
8	新東宝映画	映画	メイドになった人妻 巨乳の絶対領域	令和3年1月8日
⑨	ギャガ	映画	スカイ・シャーク(原題)SKY SHARKS	令和3年1月8日
10	アンプラグド	映画	愛のコリーダ(原題)LEMPIRE DES SENS	令和3年2月5日
11	トランスフォーマー	映画	DAU. ナターシャ(原題)DAU. NATASHA	令和3年2月5日
12	新東宝映画	映画	母娘絶倫 淫乱すぎて濡れすぎて	令和3年2月5日
13	新東宝映画	映画	異常快楽 さかりのついた犬たち	令和3年3月12日
14	AMG エンタテインメント	映画	ロード・オブ・カオス (原題)LORDS OF CHAOS	令和3年3月12日
15	新東宝映画	映画	発情! 十三人の淫女	令和3年4月9日
16	セテラ・ インターナショナル	映画	ジュ・テーム・モワ・ノン・プリユ[4Kデジタル・リマスター 版](原題)JE T' AIME MOI NON PLUS	令和3年4月9日
17	新東宝映画	映画	ザ・レズビアン 甘い蜜の誘惑	令和3年5月14日
18	セテラ・ インターナショナル	映画	シンプルな情熱(原題)PASSION SIMPLE	令和3年6月4日
19	スタンダード フィルム	映画	光復	令和3年6月4日
20	新東宝映画	映画	よがるナオンと巨乳と義母と	令和3年6月4日
21	堂ノ本敬太	映画	海底悲歌(はいていエレジー)	令和3年6月4日
22	エスピーオー	映画	親愛なる君へ (原題)親愛的房客(Dear Tenant)	令和3年6月4日
23	新東宝映画	映画	奥様は痴女 男と女の淫らなタンDEM	令和3年7月6日
⑳	ユナイテッド エンタテインメント	映画	三眼ノ村 輪廻の章(原題) ๑๑๑๒๑๑2(ART OF THE DEVIL3)	令和3年8月3日
25	新東宝映画	映画	セックスエンジェル裏ビデオから愛をこめて	令和3年8月3日
26	新東宝映画	映画	痴漢人生模様 車内で連結	令和3年9月7日
㉑	ワーナー・ ブラザーズ映画	映画	マリグナント 狂暴な悪夢(原題)MALIGNANT	令和3年9月7日

28	エスピーオー	映画	休暇(原題)A BREAK ALONE	令和3年10月12日
29	新東宝映画	映画	美人家庭教師の肉体レッスン	令和3年11月9日
30	スターサンズ	映画	夜明けの夫婦	令和3年11月9日
31	オーピー映画	映画	密着指導 教えてあげる	令和3年12月10日
32	新東宝映画	映画	私を奴隷にして下さい	令和3年12月10日

注 番号の○印は、「著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの」及び、「著しく恐怖心を与えるもの」と認められたことにより指定された。

有害図書類の現状について

令和4年1月

兵庫県青少年課

有害図書類の現状について

1 現状

大手コンビニチェーン店では、女性や訪日客に配慮し「成人向け雑誌の取扱いはしない」と表明、販売をとりやめているが、本県青少年愛護条例第12条第2項【※別紙1参照】の「有害図書類とみなす規定(以下、包括指定と記載)」に該当するおそれがある雑誌類(以下、ソフト成人誌と記載)は県内のコンビニ店で一般雑誌として販売されている。

2 有害図書指定に関する経緯

年表	兵庫県	コンビニ業界
S38. 4 H12. 4	○「有害文書図画の指定」を開始 ○「図書類の包括指定」を規定 ・個別指定だけでは、流通量のごく一部しか対応できないため。	
R1. 8	○ソフト成人誌についても区分陳列 閲覧禁止掲示を指導。	○「成人誌」の販売を取りやめ ・区分陳列棚・閲覧禁止掲示の撤去
現在	※ ソフト成人誌の区分陳列、閲覧禁止掲示の指導をめぐり、県青少年愛護推進員とコンビニ責任者との間でトラブルが数件発生している。	

3 問題点

(1) ソフト成人誌に対する認識の相違

県では、青少年愛護条例第9条(青少年の保護のための努力義務)及び第12条の2(有害図書類の陳列の制限)を根拠に、ソフト成人誌は青少年の健全な育成を阻害するおそれあるものという認識で区分陳列・閲覧禁止の掲示等を指導しているが、コンビニ店舗には、一般雑誌としてソフト成人誌が入荷される為、「青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの」という認識は薄い。

(2) 有害図書類に該当するかの判断が困難

一般的な成人誌と異なり、条例施行規則第3条の2【※別紙2参照】の卑猥な姿態等に該当するかの判断が困難なものが多く、構成も「20 ページ又は総数の5分の1程度」という基準に近い。

また、卑猥な姿態等が掲載されたページが袋閉じになっていることも多く、現場で有害図書類に該当するかの判断が難しい。

4 コンビニ関係者からの意見

- ① 青少年愛護条例について知らないコンビニ店責任者も多い為、トラブルに発展する。
まずは条例の周知を徹底すべきではないか。
- ② 市場に流通する前に県が有害図書類に該当する雑誌等の出版を差し止めればよい
のではないか。
- ③ コンビニ各店舗で、送られてくる全ての雑誌の内容を確認するのは困難である。
また、判断に個人差が生じる為、有害図書類に該当するか否かを店舗で判断するこ
とは難しい。
- ④ 県が個別指定を再開した方が、有害図書類に該当するか否か分かりやすい。
- ⑤ 個別指定を再開したところで、週刊誌等には対応できず、実効性はないと思う。
- ⑥ ソフト成人誌が有害図書類に該当するおそれがあることを県が周知したうえで、各店
舗の判断で対応するのが妥当ではないか。 など

5 対応【案】

(1) コンビニ本社と連携したコンビニ店舗に対する条例周知の徹底

※別紙3「県青少年愛護条例の周知について【案】」のとおり

(2) コンビニ店舗責任者に対する啓発チラシの配布

- ・ 条例周知を徹底する為、コンビニ各社に各店舗へのチラシ配布等を依頼すると共に、
愛護推進員が調査の際、責任者にチラシを手渡し必要な説明を講じる。

(3) 個別指定の再開について

- ・ 販売期間が短いソフト成人誌は、県で購入後、審議会を開き個別に有害指定するま
での間に既に販売を終えている可能性があり、実効性が薄い。

(4) 出版の差し止めについて

- ・ 条例の規制は、有害図書類を青少年に「販売・貸付け」等する事を禁じるもので、成人
が店舗で購入する権利まで制限できるものではない。

4 有害図書類に関する規制

※図書類とは書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、CD、DVD、ビデオテープ、ゲームソフト等をいいます

図書類取扱業者の義務(第12条)

！違反した場合は30万円以下の罰金
又は料料

図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売・貸付、及び閲覧・視聴させてはいけません。

有害図書の指定(第12条)

【個別審査による指定】

知事は、図書類の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、有害図書類として指定できます。

- 著しく性的感情を刺激するもの
- 著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの
- 著しく恐怖心を付与するもの
- 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるもの
- 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるもの

【有害図書類とみなす規定】

- 書籍、雑誌等の刊行物であって、卑わいな姿態等*3を掲載するページ数が、20ページ以上又は全体の5分の1以上を占めるもの
- ビデオテープ、ビデオディスク等であって、卑わいな姿態等を描写した場面が3分以上のもの
- 表紙又は包装箱等に卑わいな姿態等を掲載しているもの
- 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で、知事が指定するものが、青少年の閲覧、視聴を不適当と認めたもの

知事が指定

有害図書類

該当

※3 全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為をいいます。

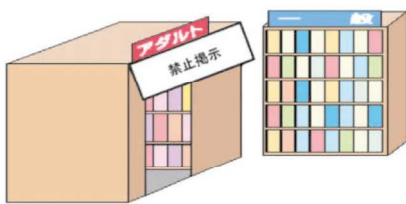
有害図書類の陳列の制限(第12条の2)

！改善命令に従わない場合は30万円以下の罰金又は料料

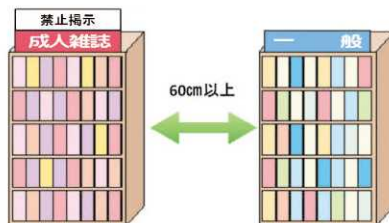
有害図書類は、下図の方法により区分陳列するとともに、店舗の外から有害図書類が見えないようにしなければいけません。また、有害図書類の陳列場所に当該有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨の掲示をしなければいけません。

違反に対して改善命令を行います。

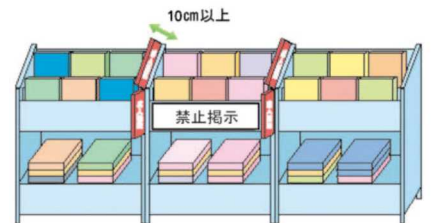
成人コーナーを設ける方法



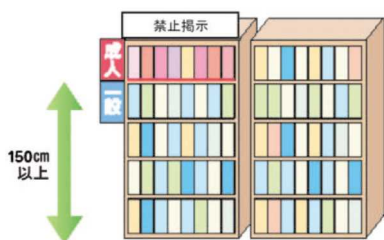
一般図書類と距離を離す方法



一般図書類と仕切る方法



背表紙のみ見えるようにする方法



ビニール包装、ひも掛け等の方法



いずれの陳列方法の場合も、下記の掲示をしなければいけません。

おおむね10cm

ここに陳列している〇〇は、青少年愛護条例により青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない図書類に該当しますので、18歳未満の青少年の方の購入、借受け、閲覧及び視聴を堅くお断りいたします。

おおむね25cm

別 紙

1 有害図書類について

兵庫県では、青少年愛護条例第12条第2項及び青少年愛護条例施行規則第3条の2に基づき、同条例第12条第1項（知事による有害図書類の指定）の規定にかかわらず、下記要件に該当する図書類について、有害図書類とする旨規定しています。

● 書籍、雑誌その他の刊行物（第12条第2項第1号関係）

規 準 の 対 象	規 準 の 内 容	卑 わ い な 姿 態 等 の 種 類
<p>全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とする写真又は描写する絵画（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するページ数</p>	<p>20ページ以上(表紙を含む。以下同じ。)又は当該書籍、雑誌その他の刊行物のページの総数の5分の1に相当する数以上</p>	<p>(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 大たい部を開いた姿態 イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態 ウ 男女間の愛ぶの姿態 エ 自慰の姿態 オ 排せつの姿態 カ 緊縛の姿態 <p>(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 性交又はこれを連想させる性行為 イ 同性間の性行為 ウ ごうかんその他のりょう辱行為 エ 変態性欲に基づく性行為

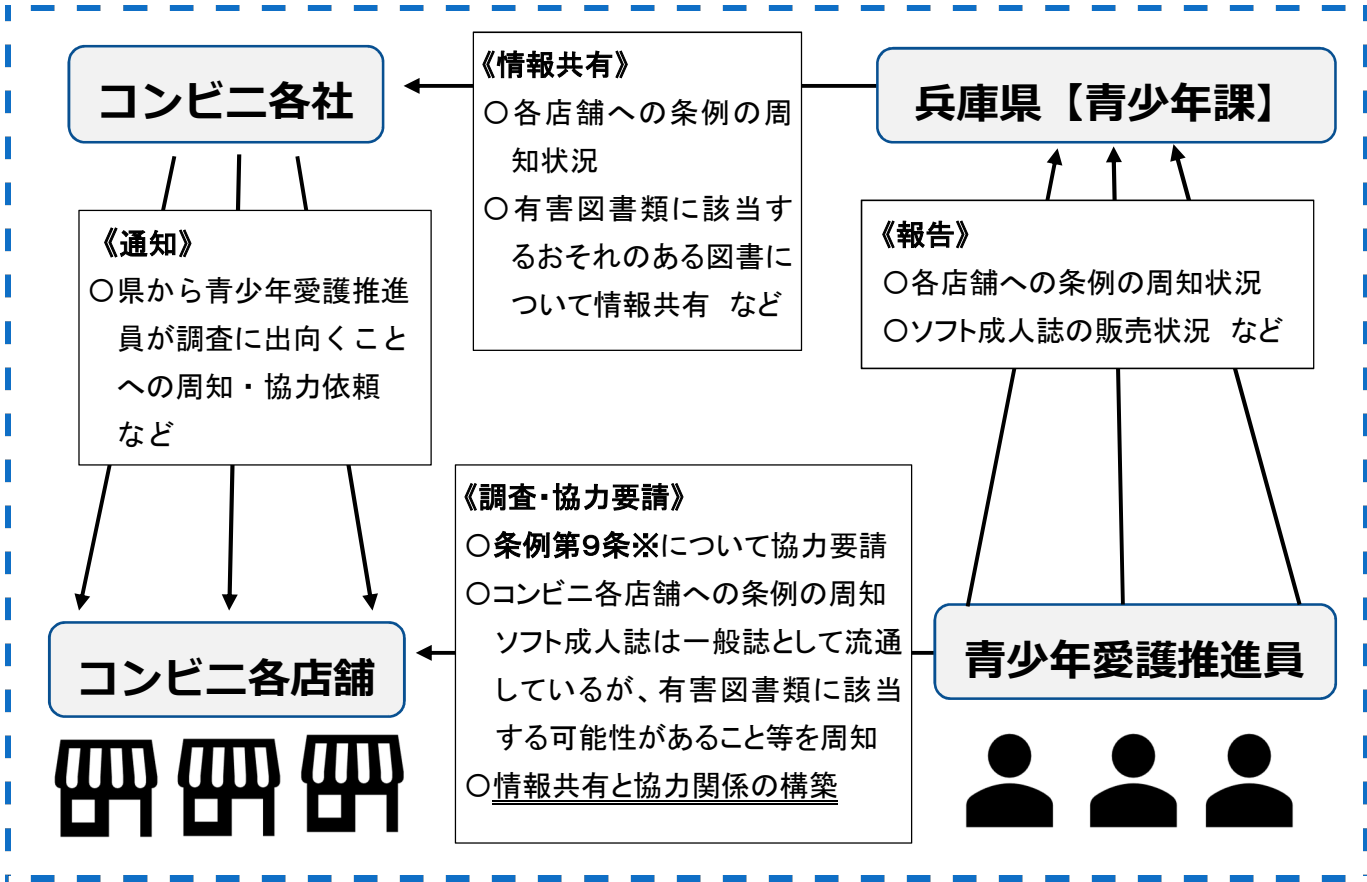
● ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するもの（第12条第2項第2号関係）

規 準 の 対 象	規準の内容	卑 わ い な 姿 態 等 の 種 類
卑わいな姿態等を描写する場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の描写の時間	3分以上	(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの。 ア 大たい部を開いた姿態 イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態 ウ 男女間の愛ぶの姿態 エ 自慰の姿態 オ 排せつの姿態 カ 緊縛の姿態 (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの。 ア 性交又はこれを連想させる性行為 イ 同性間の性行為 ウ ごうかんその他のりょう辱行為 エ 変態性欲に基づく性行為

● 図書類（第12条第2項第3号関係）

規 準 の 対 象	卑 わ い な 姿 態 等 の 種 類
全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とする写真又は描写する絵画（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載する表紙又は包装箱その他の包装の用に供されているもの	(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの。 ア 大たい部を開いた姿態 イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態 ウ 男女間の愛ぶの姿態 エ 自慰の姿態 オ 排せつの姿態 カ 緊縛の姿態 (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの。 ア 性交又はこれを連想させる性行為 イ 同性間の性行為 ウ ごうかんその他のりょう辱行為 エ 変態性欲に基づく性行為

県青少年愛護条例の周知について【案】



※条例第9条《青少年の保護のための努力義務》

何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

①著しく性的感情を刺激するもの。②著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの。③著しく恐怖心を与えるもの。④犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるもの。⑤自殺を誘発し又は助長するおそれがあるもの。

○ 推進員は、条例第12条に定める有害図書類に該当するかどうかの判断が困難な図書類(ソフト成人誌等)について、同条の2に規定する陳列制限及び青少年に販売等をしない旨の掲示についての指導は原則行わない。

※ただし、明らかに有害図書類に該当する図書類については、これまでと同様の指導を行う。

○ 推進員は、責任者が店舗に不在の場合、身分を明らかにしたうえで条例に関するチラシを従業員に配布し、後日、責任者から条例等について説明を求められた場合は対応する。

○ 青少年課は、報告されたソフト成人誌について内容を確認し、必要に応じてコンビニ各社に情報提供する。

○ コンビニ各社は、県からの情報提供に基づき、各店舗への条例の周知の強化や、繰り返し報告されたソフト成人誌の取扱を検討する。